大災害裁判で、三井鉱山は
どんなことを考えているか

これが会社の準備書面

三池大災害裁判は提訴後二年を経過しましたが、そのなかで被告＝三井鉱山は、とかく労働者を虫ケラ同然視してきた従来の態度を今もまったく改めていないこと、また本件裁判の要因となった三川鉱炭じん大爆発は、自ら終始一貫して固執してきたその経営政策の犯罪的性格がひき起こしたものだということを、だれの目にもまざまざとさらけ出してきました。それを何より象徴的につきつけたものこそ、会社代理人弁護団の手を通じ裁判所に提出された準備書面（それぞれの主張点と反論を文書にまとめ、裁判所に提出する書面）です。そのなかで、三井鉱山はいったいどんなことをいっているか、そればまた許されることかどうか――。何はおいてもその内容を明らかにします。

三井鉱山は、被告として第五準備書面を四十九年十一月一日、第六準備書面を五十年五月十一日に裁判所に提出しています。

右の二準備書面は、四十九年八月三十日に提出した原告団（三池労組）の第二準備書面の主張に対する反論をなしているのです。

原告としての第二準備書面は、一つひとつ事実をつきつけながら法廷での主張点を簡潔に整理、明確にしたもので、約二万六千語の文章です。

内容を略記すれば、第一に本件災害における会社側の責任とともに、さらに真にやむを得ず訴訟にいたったいきさつ。第二に、会社の一貫した保安無視の経営方針の実態。第三に、CO被災者、遺族に対する会社の責任放棄の数かずの事実――を、同時に背景の事情にも触れながら、明らかにしています。

会社側の第五・六の二準備書面は、原告の準備書面に対する反論のことごとく、その構造はほぼ原告の第二準備書面の構造に照応して組み立てられています。従って、その構造に応じて内容を要約・抜萃して紹介します。白を黒といいくるめる典型。怒るより、あきれるばかりです。

あきれる三井の反論

ここに、白を黒といいくるめる典型が

笑うべき原告、とは何ごと

会社準備書面内容

何のための原告の主張か

――原告らの本訴請求は、原告、またはその子、夫らが本件爆発により損害を蒙ったとして、会社に賠償を求めるものである。しかるに、原告準備書面（前記のもの）の主張の中には、請求原因と全く無関係であるか、会社を非難攻撃する目的で持ち出したか、および虚構の事実、あるいは歪だしく歪曲誇張する等が余りにも多い。

のみならず、原告の準備書面は用語・表現が徒らにせん情的・刺激的で、この準備書面を提出した主たる目的は、果たして自らの請求をつらぬくためのものか、それとも会社に対する憎悪の感情の赴くまま、会社を非難攻撃すれば足れりとするのか、その真意が疑われる。

――原告準備書面には、「犯罪的」とか、「殺人的」とか、「人殺し合理化」とか、「労働者の大虐殺」とか、「会社下」とか、「利潤追求のみをこととし、保安無視の殺人合理化を重ねた」とか、「生産第一主義・保安無視の人殺し合理化を押し進めた」とか主張するが、利潤追求と保安は対立矛盾するものではない。

石炭産業にあっては、その特殊な生産条件のため、生産と保安は表裏一体の関係をなし、保安を無視して生産の向上はあり得ない。経営者がもし保安を無視、ないし軽視したために災害を生ずれば、生産能率が立ちどころに低下することはもちろん、災害の事後処理のためばく大な費用と労力とを要し、生産能率の低下と併せて、企業の蒙る損失は計り知れない。したがって、経営者が生産能率を向上させ利潤を追求しようとすればするほど、保安を重視しなければならない関係にある。

原告らの主張は、むしろ嗤うべきである。

――原告の準備書面は、「爆発当日も生命無視、生産第一主義が続行された」として、「当日本件災害の発生を第二組合員には通知しながら、三池労組員には知らせなかった」と主張するが、事実に反する。

本件爆発発生当時の二番方入坑者宮浦四百六名中百九十五名、四山三百九十三名中の百二十八名は災害発生後逐次三川被災者の救援活動に動員されたから、少くとも右の者らに関する限り、原告らの主張の誤まりは明白。

――仮りに千歩を譲り、宮浦鉱四十昇部内の鉱員の一部に採炭作業を続行させたことが妥当でなかったにしても、それは宮浦鉱長以下幹部職員の判断が適切を欠いたというにすぎない。それをあたかも会社が生産第一主義の建前から採炭作業を続行させ、労働者の生命の危険をいささかも顧慮するところがなかったかのようにいう原告らの主張は、全くのいいがかりとしかいいようがない。

――「歩けば三米先も、まいあがる炭じんのため見えない坑道をつくり出してしまった」との原告らの主張だが、殊に本件坑道は、送炭ベルトが原炭を積載してフル稼動している最中でも、坑底から二千米先の坑口がハッキリ見えるというのが実態であった。

――「救援活動の著しい遅れ」という主張も、電話が不通になり、坑内との連絡が途絶えて坑内の様子が皆目判らず、危険が予測されたので、うかつに救援隊を坑内に送りこむことができなかった。会社が無責任、かつ怠慢であったとする原告らの非難は誤りである。

断じて許せない責任放棄論

――原告の準備書面は、「会社は罹災者や家族に対して、生活の保障さえほとんどなすことなく、古草履のように捨て続けてきた」とか、「会社は責任回避に狂奔してきた」とか主張する。一言で反論すれば、会社は、災害発生後今日に至るまで、石炭不況による深刻な経営難にあえぎつつも、被災者とその遺家族に対する補償金・弔慰金の支払い、医療、授産等のため可能な限りの努力を傾注してきた。そして、これに要した直接の費用だけでも十億円を下ることはない。

更に、会社幹部以下担当従業員らが、被災者や遺家族との間に頻発した複雑困難な諸事態の収拾のため、十年の長年月にわたり費してきた労力と辛苦に至っては、まことに筆舌に尽し難い。原告らの主張は、全く一方的に徒らに会社を論難罵倒するものであって、断じて許し得ない。

（そして、CO被災者にも遺族にも「細かな援護を行なってきている」と、長々と説明している）

詳報することは不可能であるが、三井鉱山がいかに労働者を人間と思っていないかを、返ってその準備書面を通じさらけ出してくれた感を濃くします。

75国民春闘で、生活保障を要求して立ちあがつた身障者連絡会議の人びと。これは集会のひとこま。このたたかいは、明日に向かつていつそう発展し、その火を大きくしてゆくに違いない。

"安全"は闘いから……

新聞 "労災職業病" の主張

七五春闘の中で、南大阪の労働者は、不況を口実に賃金の出し惜しみをした経営者から、三万以上の賃上げを呼び出した。これは、日々の労働運動の蓄積の中で、労働者が権利意識を高め、団結を強めてきたからこそ「破産するぞ」とのどうかつにもひるむことなく闘いをすすめることができたことを示している。

このことは、安全闘争についてもいえる。

安全闘争も賃金闘争と同じで、企業が労働者から収奪した利益を労働者の健康と命を守ることに叩き出す闘いである。だから、日頃から自分の労働と健康を点検する活動をつづけ、労働運動として企業に圧力をかけない限り、安全は確保できない。

いままでの企業は、「安全は私たちも考えている」、と口先ではいいながら、職場で労働者を傷つけ暴利をむさぼってきた。

しかも昭和四十六年に国家権力が、"労働安全衛生法"をつくり、安全問題を労働運動から切り離し、安全闘争を骨抜きにしようとしている。

その内容は、「職場労働者と企業代表の参加による安全委員会で安全問題を考える」というものである。労資協調路線のおしつけなのだ。「安全でなければ働けない」、という労働者の正しい直感を、やたら専門的な問題にすりかえる。

だがわれわれは、本当に命と健康を守るために、安全闘争の主導権を職場労働者の手に奪いかえそうではないか。でなければ、決してわれわれの安全は保障されないだろう。

われわれは、一年間の安全闘争を、スケジュール闘争から日常の闘いとして発展させようではないか。

安全闘争に何よりも必要なのは、専門的知識ではない。労働者の権利意識だ。労働者の命と健康は、労働者自身が守るという階級意識だ。

×

関西労働者安全センター（大阪市北区菅栄町五九、日レコビル二階岩井会内）の機関紙"労災職業病"NO・一二に掲げられた主張です。ご参考までに紹介します。

北摂から14人来組

学び合った命を守るたたかい

北摂地区評労災職業病対策会議（大阪府高槻市紫町二―一）は、常々労働災害・職業病の撲滅を期してねばり強く活動していることは、全国から注目されている。

このほどその対策会議から、豊田正義事務局長ら十四人の人びとが交流を求めて来山。組合員の家々に分宿しながら直接組合員やその家族と語り合い、学び合った。

いきおい話題の中心は、三池のCO・遺族を守っての命を守るたたかい、反合理化闘争で、各地域分会の組合員や家族と時間を惜しむように語り合った。

十四人の人びとは五月三十一日に来牟、翌日は帰っていったが、その際、お互いに学び合ったことを心深く刻みこむためにきちんと総括会議をもったほどの熱心さだった。

「三池での交流はためになった」とよろこんでいたと聞くが、北摂労災職業病対策会議のいっそうの発展を祈ってやまない。

労災賠償かちとる

鉱山離職者

【連合】閉山でヤマを追われた鉱山労働者が再就職先で重傷を負い、三年間にわたって労災裁判をつづけてきたが、さる五月十六日、和解成立で六百五十万円の損害賠償をかちとった。

この裁判闘争を闘いぬいたのは斎藤善三郎さん（47歳）。斎藤さんは、昭和四十四年十一月岩手県の松尾鉱山（硫黄）の閉山によって、退職金も二五％しか支給されないまま、二十一年勤続の職場を追われた。四十五年一月、東京都江東区の増沢合板工業に就職し、新生活の一歩をふみ出した。